

越前町都市公園施設等 個別施設計画

令和4年3月



越前町

目 次

第1章 越前町都市公園施設等個別施設計画策定の背景・目的・位置付け	1
1. 策定の背景と目的	
2. 越前町公共施設等総合管理計画の概要	
3. 越前町都市公園施設等個別施設計画の位置付け	
第2章 越前町都市公園施設等個別施設計画の対象施設、計画期間	3
1. 越前町各都市公園施設の概要	
2. 対象施設の類型、一覧表	
3. 計画期間	
第3章 各都市公園施設等の現状と課題	5
1. 施設概要および人口の推移と将来推計	
2. 施設利用状況	
3. 財政状況	
4. 各都市公園施設の施設維持管理経費の推移	
第4章 対策の優先順位の考え方および評価	12
1. 簡易劣化調査の実施結果	
2. 優先順位の考え方および評価	
3. 現況劣化度および重要度	
4. 総合劣化度	
第5章 対策内容と実施時期（実施計画）	14
1. 対策の基本方針	
2. 工程表、対策費用および効果	
第6章 今後の対応方針等	16
1. 今後の対応方針	
2. 計画のフォローアップおよび実施体制	

第1章 越前町都市公園施設等個別施設計画策定の背景・目的・位置付け

1. 策定の背景と目的

(1) 背景

本町は、平成17年2月に合併し、旧町村で保有していた公共施設やインフラ施設を引き継ぎ、また多種多様な町民のニーズに対応しながら行政上の必要性を考え、庁舎や学校、生活インフラ等を整備してきました。

しかし、その多くは用途目的の重複したものや老朽化が著しいものも数多くあり、今後、大規模改修や建替えなど多額の費用が必要となると考えられています。更に、急速に進む人口減少や超高齢化社会の進行、普通交付税の減少による財政状況の圧迫など、公共施設等の維持管理や改修・改築費用が他の行政サービスに重大な影響を及ぼすことが懸念されています。

そういった中、総務省からの通知「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」(平成26年4月22日付総財務第75号自治財政局財務調査課長通知)により、地方公共団体が所有する公共施設等について、長期的な視野を持って「更新・統廃合・長寿命化」の対策を計画的に行うことで、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を進めるため、平成28年7月に「越前町公共施設等総合管理計画」を策定しました。

また、「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」(平成29年3月23日開催)において、令和2年度までのできるだけ早い時期に「個別施設毎の長寿命化計画(以下、「個別施設計画」という。)」を策定することとされたところです。

(2) 目的

「越前町都市公園施設等個別施設計画」は、前述の背景を踏まえ、長期的な視野を持って「更新・統廃合・長寿命化」の各種対策を計画的に行うことにより、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図り、「越前町公共施設等総合管理計画」の目標達成のため策定しました。

2. 越前町公共施設等総合管理計画の概要

越前町公共施設等総合管理計画は、最上位計画である「越前町総合振興計画」と整合性を図りながら、本町全体の公共施設等の管理の方向性を示した行動計画として位置付けられています。

また、個別に策定されている施設ごとの維持管理や長寿命化に係る方針や計画等とも整合性を図った上で、見直しをかけていくこととしています。

このため、以下の基本方針により、公共施設等の整備、維持管理及び運営に取り組んでいきます。

① 複合整備

施設の新規整備については、同一施設の複合化・統廃合などの可否判断を行った上で、実施にあたっての検討を行います。

② 適正管理

老朽化等により休止・廃止した施設については、売却や貸付等の可否判断を行います。それらが見込まれない場合は、原則取り壊しを行うなど、周辺環境や治安に配慮していきます。

③ 有効活用

利用率が低い施設や空きスペースが見受けられる場合については、民間等への貸付けや施設の転用などを検討します。

④ 未利用財産の処分

普通財産など、将来の利用が見込めない土地等については、売却を検討し、公共施設の維持管理に係る財源の確保を図ります。

⑤ 官民連携と町民との協働

指定管理者制度の導入施設の拡充やPFI等のPPP手法（公民連携）などの活用を検討するなど、効果的かつ効率的な公共施設の運営を図ります。また、必要に応じて、民間施設の活用を検討するなど、新たな公共サービスの導入に取り組みます。

⑥ 広域連携

近隣市町との相互利用や共同運用等ができる公共施設等の有無を判断し、効率化を図ります。

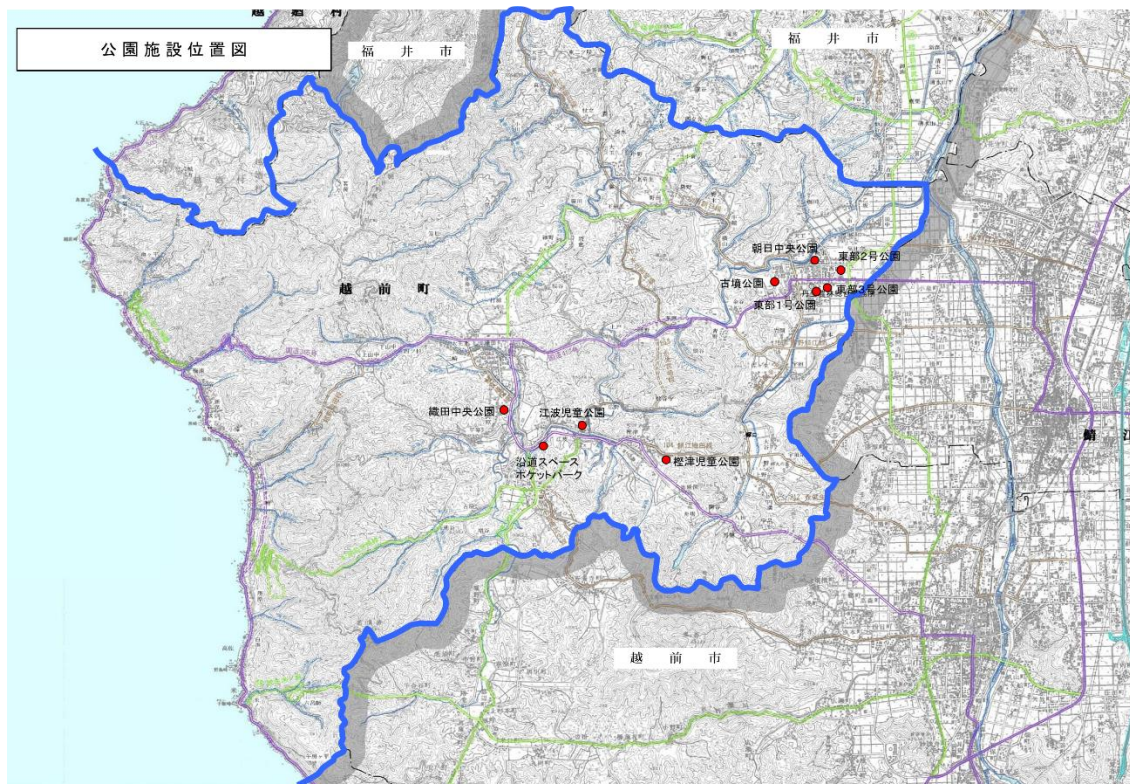
3. 越前町都市公園施設等個別施設計画の位置付け

最上位計画である「越前町総合振興計画」を公共施設のマネジメントの上で下支えする「越前町公共施設等総合管理計画」が、本町全体の公共施設等の管理の方向性を示した行動計画として位置付けられており、「越前町都市公園施設等個別施設計画」は「越前町公共施設等総合管理計画」を上位計画とした建築系施設の施設類型別の個別施設計画として位置付けるものです。

第2章 越前町都市公園施設等個別施設計画の対象施設、計画期間

1. 越前町各都市公園施設等の概要

(1) 施設の配置状況



本町は平成17年2月に朝日町、宮崎村、越前町、織田町の3町1村で合併し、丹南都市計画区域の一部（朝日地区）と織田都市計画区域を有する町となりました。

本町では、都市公園として街区公園6箇所、近隣公園1箇所、地区公園2箇所、総合公園2箇所（内1箇所は県営）を供用しており、供用面積は28.4haに及んでいます。

また、平成29年には町総合振興計画を踏まえ越前町都市計画マスタープランを策定し、同年、越前町立地適正化計画を策定しました。

昨今の少子高齢化や都市部への人口流出等での人口減少による都市機能の低下、分散を受け止め、適正な都市公園の維持運営を検討していく必要があります。

2. 対象施設の類型、一覧表

越前町公共施設等総合管理計画における公共施設のうち「公園」の類型に位置付けられている施設は以下のとおりです。

施設名称	所在地	建築年月	構造	階数	面積 (㎡)	備考
古墳公園	朝日 21-4-1	平成 5 年 4 月	木造	1	38	公衆便所
朝日東部 1 号公園	東内郡 4 丁目 501	平成 13 年 3 月	S	1	80	備蓄倉庫
		平成 13 年 3 月	RC	1	43	公衆便所
朝日東部 2 号公園	西田中 2 丁目 505	平成 13 年 3 月	RC	1	5	公衆便所
檜津児童公園	檜津 4-10	昭和 54 年 2 月	木造	1	2	公衆便所
江波児童公園	江波 116-118	昭和 59 年 10 月	RC	1	18	公衆便所
織田中央公園	下河原 37	平成 元年 3 月	RC	2	224	スタンド
		平成 2 年 3 月	木造	1	257	弓道場

構造：RC：鉄筋コンクリート造 SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造 S：鉄骨造 軽量：軽量鉄骨造

3. 計画期間

本町が保有する公共施設は昭和 50 年代以降に集中して整備してきました。公共施設は建築後、木造であれば 20 年から 30 年、鉄筋コンクリート造であれば約 50 年で大規模改修や建替えが必要とされます。また、人口減少が顕著である本町にとって、保有する全ての公共施設を維持管理していくことは困難になります。

そのうえで、越前町総合振興計画の進捗状況や人口の推移、社会経済情勢、財政状況を勘案する必要もあることから、令和 3 年度から令和 43 年度までの 40 年間を計画期間とし、5 年毎に計画の見直しをしながら実行していきます。

第3章 各都市公園施設等の現状と課題

1. 施設概要および人口の推移と将来推計

(1) 丹南都市計画区域（朝日地区）

○施設概要

施設名称	所在地	建築年月	構造	階数	面積 (㎡)	備考
古墳公園	朝日 21-4-1	平成 5 年 4 月	木造	1	38	公衆便所
朝日中央公園	西田中 8-20-5					施設なし
朝日東部 1 号公園	東内郡 4 丁目 501	平成 13 年 3 月	S	1	80	備蓄倉庫
		平成 13 年 3 月	RC	1	43	公衆便所
朝日東部 2 号公園	西田中 2 丁目 505	平成 13 年 3 月	RC	1	5	公衆便所
朝日東部 3 号公園	東内郡 3 丁目 608					施設なし

朝日地区では、古墳公園が昭和 52 年に開設され、朝日中央公園が昭和 60 年、朝日東部 1 号公園、朝日東部 2 号公園、朝日東部 3 号公園が平成 13 年に開設されました。

古墳公園は、朝日山古墳群を有し、修景施設や休養施設等が整備されており、町民全体の休息、鑑賞、散歩等での利用を目的とした総合公園となっています。

街区公園に位置づけられる朝日中央公園、朝日東部 1 号公園、朝日東部 2 号公園、朝日東部 3 号公園には、公衆便所や遊具が整備され、付近住民の憩いの場として利用されています。

(2) 織田都市計画区域（織田地区・宮崎地区）

○施設概要

施設名称	所在地	建築年月	構造	階数	面積 (㎡)	備考
檜津児童公園	檜津 4-10	昭和 54 年 2 月	木造	1	2	公衆便所
江波児童公園	江波 116-118	昭和 59 年 10 月	RC	1	18	公衆便所
織田中央公園	下河原 37	平成 元年 3 月	RC	2	224	スタンド
		平成 2 年 3 月	木造	1	257	弓道場
不老山公園	織田 154					施設廃止
劔公園	織田					施設なし

織田地区では、昭和 51 年に劔公園、不老山公園が開設され、昭和 63 年から織田中央公園の整備が始まり平成 3 年に完成しました。

劔公園は、越前二の宮 劔神社に隣接された近隣公園で、近隣住民や参拝者が利用している。不老山公園は織田地区全体が見渡せる丘陵地に設置されており、地区公園として利用されています。

多目的グラウンドやテニスコート、弓道場等の運動施設を有する織田中央公園は、地元スポーツ少年団やスポーツサークルが多く利用し、近隣住民も休息、散歩等を目的として利用されています。

また、宮崎地区には、昭和 56 年開設の檜津児童公園、昭和 60 年開設の江波児童公園があり、遊具や休憩施設が整備されており、付近住民や子どもたちが多く利用しています。

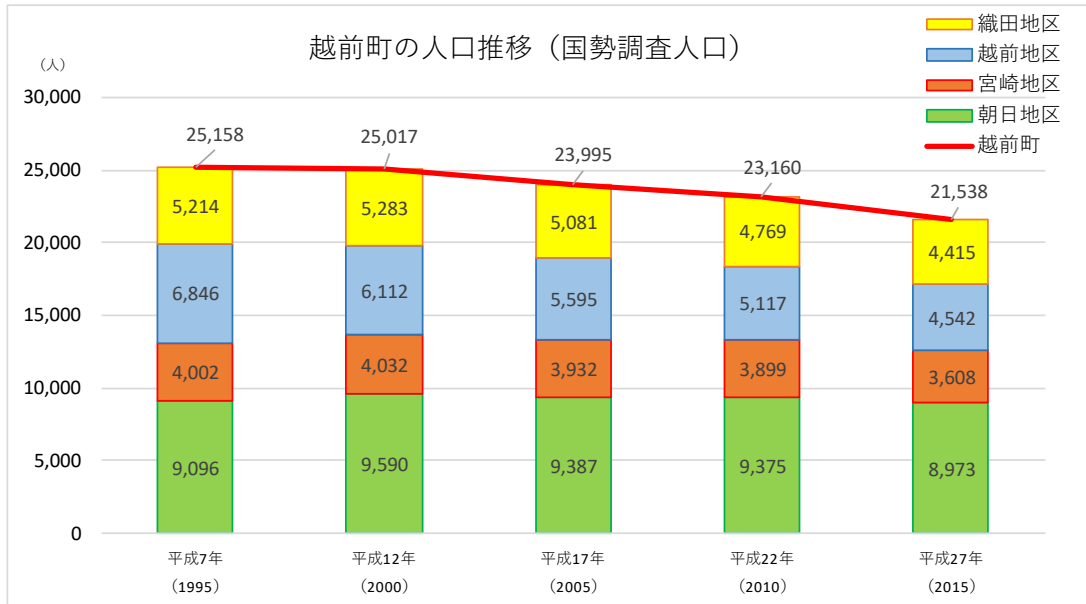
《参考》

種 別	内 容
街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で 1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり 1 箇所を誘致距離 500m の範囲内で 1 箇所当たり面積 2ha を標準として配置する。
地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1km の範囲内で 1 箇所当たり面積 4ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積 4ha 以上を標準とする。
総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。

国土交通省

○各地区の人口の推移と将来推計

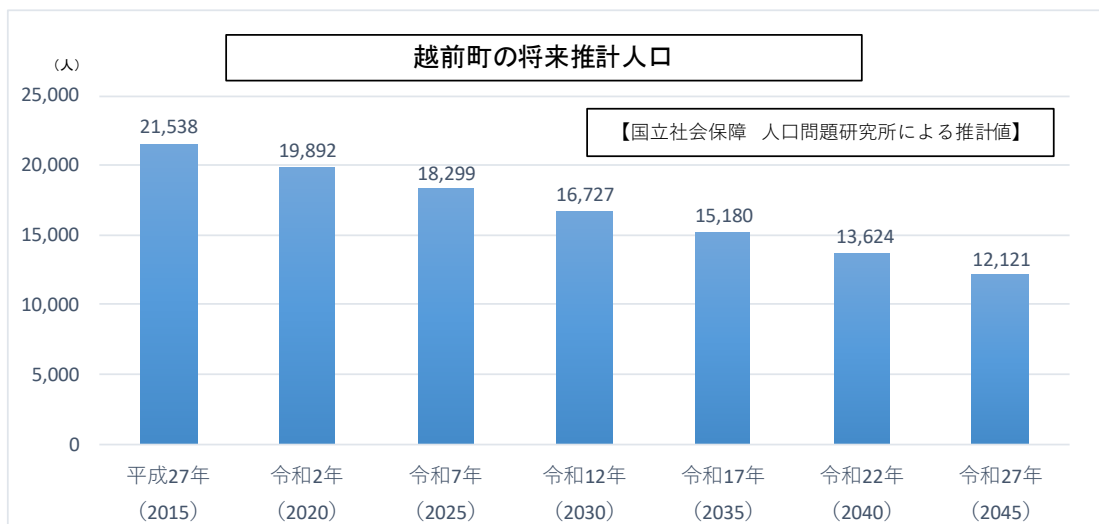
〈各地区の人口の推移〉



越前町の人口は、合併前は約 25,000 人で推移していましたが、平成 17 年 2 月の合併後、急速に人口減少が進み、平成 27 年国勢調査では 21,538 人にまで減少しています。

全ての地区で人口減少が見られますが、特に旧越前町では平成 7 年から平成 27 年の 20 年間で人口が 66.3%にまで減少しており、他地区に比べて人口減少が顕著となっています。

〈人口の将来推計〉



越前町の人口の将来推計は、国立社会保障 人口問題研究所の推計によると、更に町外への転出超過が顕著になることなどにより、平成 27 年から令和 27 年の 30 年間で、約 9,417

人減少（43.7%減少）すると推計されています。

2. 施設利用状況

各施設の利用状況は下表のとおりとなっています。

施設名称	利活用状況
古墳公園	公衆便所：具体的な利用人数は不明
朝日東部1号公園	備蓄倉庫：具体的な利用人数は不明 公衆便所：具体的な利用人数は不明
朝日東部2号公園	公衆便所：具体的な利用人数は不明
樫津児童公園	公衆便所：具体的な利用人数は不明
江波児童公園	公衆便所：具体的な利用人数は不明
織田中央公園	グラウンド： 12,841人／年 約1,070人／月 弓道場 : 2,678人／年 約223人／月

※令和元年度・令和2年度における施設の利用状況は、新型コロナウイルス感染症の影響が大きいため、平成30年度の実績を基に記載しています

体育施設を有する織田中央公園以外の公園施設については、具体的な利用人数を把握できていませんが、施設清掃点検時の状況から、多くはありませんが近隣住民の利用が主とされます。

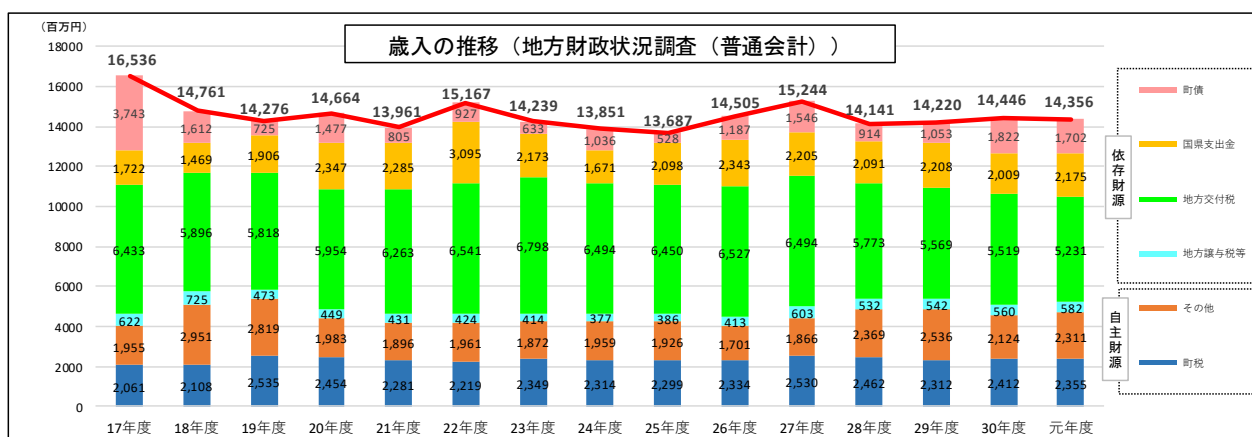
一方、織田中央公園内のグラウンドについては、年間12,000人を超える利用があり、約1,000人／月の利用があります。利用者の内訳は、地元スポーツ少年団や、地区運動会、スポーツサークル等の利用が多いです。また、弓道場についても地元スポーツサークルの利用が多いです。

3. 財政状況

〈歳入の推移〉

令和元年度の歳入総額は、約 144 億円となっており、平成 17 年 2 月の町村合併後は概ね 140～150 億円で推移しています。

歳入全体として、地方交付税など依存財源の占める割合が高く、近年では約 7 割が依存財源となっています。これまでは、合併による普通交付税の合併算定替により、合併後の財政需要増加に伴う財源不足を補ってきましたが、平成 27 年度からその増額分が段階的に縮減され、令和元年度に合併算定替が終了しました。また、急速に進む人口減少による町税の収入減により、本町の歳入は、現在より減少していくことが予想されます。



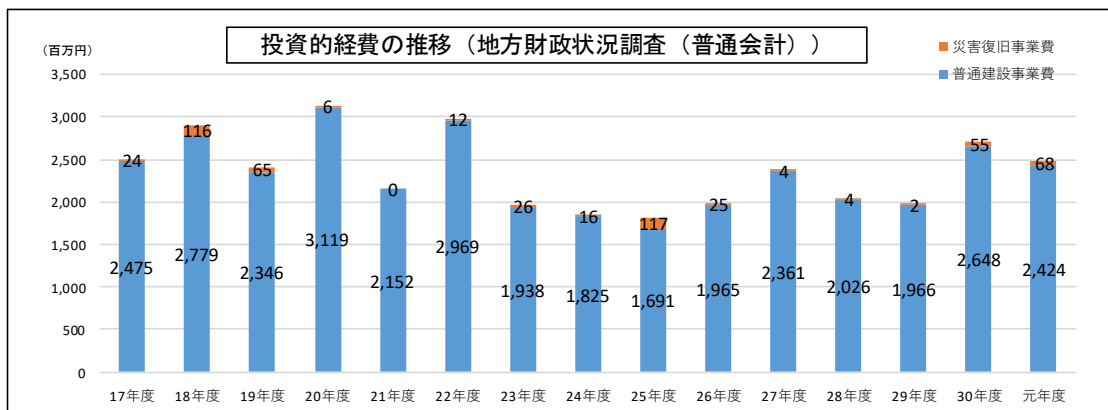
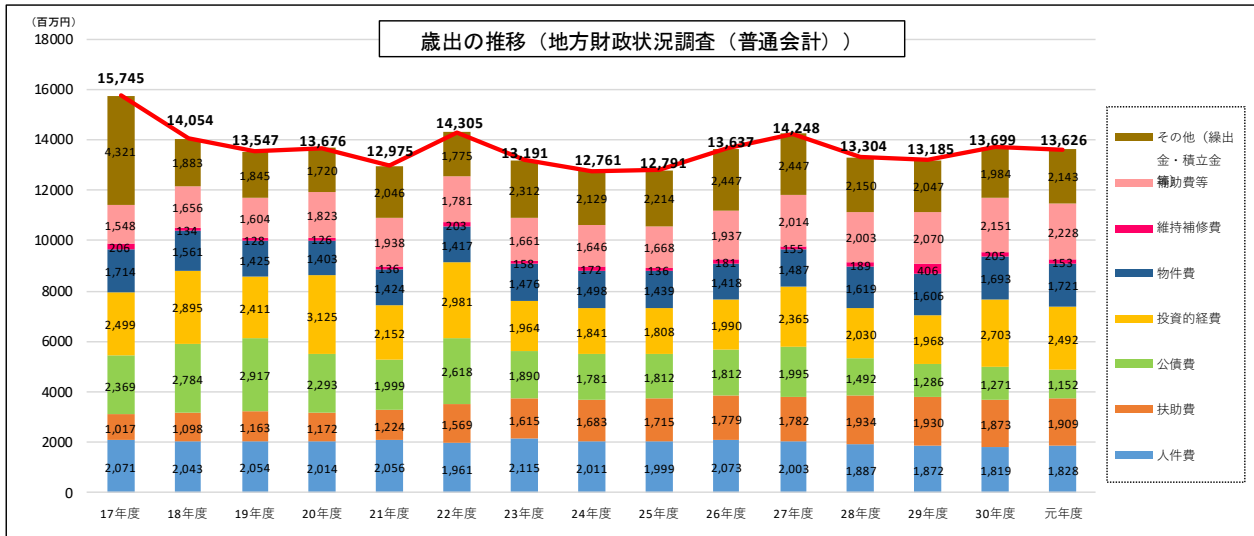
〈歳出の推移〉

令和元年度の歳出総額は約 136 億円となっており、平成 17 年 2 月の町村合併後は概ね 130 億～140 億円で推移しています。

歳出全体として、近年は高齢化の進展やこれに伴う社会保障制度の充実により、扶助費が増加傾向にある他、各種団体への補助金や負担金の増に伴い補助費等が増加傾向にあります。

また、社会資本の整備に要する経費である投資的経費の内訳をみると、各コミュニティセンターなどの庁舎、朝日中学校や統合学校給食センターなどの学校施設、あさひ保育所等の児童福祉施設などの公共施設の整備をはじめ、道路や公園などのインフラ施設等の新增設等である普通建設事業費に毎年バラツキはあるものの平均すると毎年約 23 億円投資してきています。

これら公共施設等の維持補修には、今後、より多くの費用が必要になると予想されることから、施設の維持管理・更新等を適正に推進していくことが必要です。



4. 各公園施設等の施設維持管理経費の推移

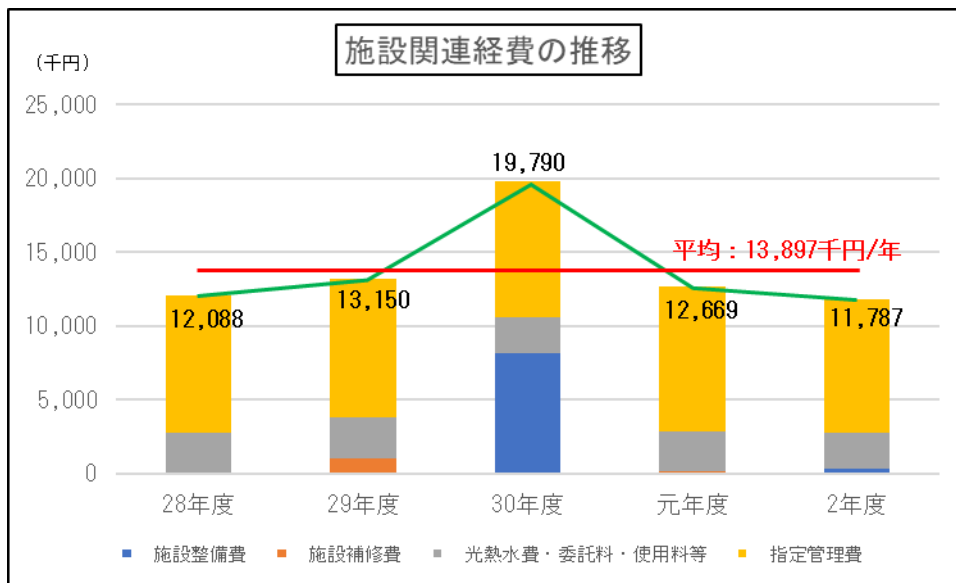
平成28年度から令和2年度の5年間における各都市公園の施設関連経費（整備・維持管理経費、指定管理費）は、約12百万円から20百万円となっており、5年間の平均は約14百万円となっています。

ほとんどが施設維持管理経費となる指定管理料と、光熱水費や施設管理委託料、施設点検委託料など経常的な経費が大部分を占めており、施設補修工事を行った平成30年度以外は約12百万円で推移しています。

<各都市公園の施設維持管理経費の内訳>

(単位：千円)

経費内訳	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	合計	平均
施設整備費	0	0	8,154	13	297	8,464	2,821
施設補修費	52	1,005	0	149	35	1,241	414
光熱水費・委託料・使用料等	2,696	2,774	2,392	2,671	2,471	13,004	4,335
指定管理費	9,340	9,371	9,244	9,836	8,984	46,775	15,592
合計	12,088	13,150	19,790	12,669	11,787	69,484	13,897



第4章 対策の優先順位の考え方および評価

1. 簡易劣化調査の実施結果

簡易劣化調査の実施結果の詳細は別紙のとおりとなっています。（施設カルテ（都市公園施設等）参照）

各施設の評価シートによると、A評価が3施設、B評価が1施設、C評価が1施設、D評価が1施設となっていますが、公園施設は利用者数の把握が困難なため、品質に着目し検討します。

古墳公園（公衆便所）は品質評価が56点で平均以上となっており、木造で築年数が27年であるが、維持管理状況が良く良好な状態となっています。

朝日東部1号公園（備蓄倉庫、公衆便所）は品質評価が51点で平均以上であり、鉄骨及び鉄筋コンクリート造の施設耐用年数を超過しておらず良好な状態となっています。

朝日東部2号公園（公衆便所）は、令和3年度に大規模改修を行ったこともあり、品質評価が61点と高く、かなり良好な状態であると言えます。

樫津児童公園（公衆便所）は、屋根や外壁等に大きな破損箇所や劣化箇所は見当たりませんでした。木造で築41年ということで耐用年数を大きく超過しており、品質評価は46点と平均以下です。

江波児童公園（公衆便所）は、施設内側天井の一部が経年劣化により破損していますが、機能上大きな問題はないと思われ。施設は鉄筋コンクリート造であり、築年数35年で耐用年数を下回っており、おおむね良好な状態であると言えます。

織田中央公園には、スタンド及び弓道場等の運動施設があり、スタンドについては鉄筋コンクリート造2階建て、弓道場は木造平屋建てです。

スタンドは、築年数31年で耐用年数未満ですが、外壁や外部天井にクラックやコンクリートの剥離箇所があり、今後、補修工事的必要があります。弓道場については、築30年経過しており耐用年数を超過していますが、外部床の破損以外は維持管理状況が良く良好な状態と言えます。

2. 優先順位の考え方および評価

施設改修等の対策の優先順位は、評価指標の高いものうち、総合劣化度（築年数、構造、現況劣化度）の高いものを優先して改修していくこととします。

また、現況劣化度については、部位（建築、電気、機械、その他）毎に第一階層、第二階層を振り分け、それぞれ目視または設備の超過年数によりAからD判定し、部位の重要度を掛け合わせて劣化点を算出します。その上で、施設の用途別乗率を掛け合わせて建物劣化度としています。

3. 現況劣化度および重要度、建物劣化度

現況劣化度については、劣化状況の評価基準を下記のとおりAからD評価とし、劣化点を算出します。その上で、部位の重要度の判断基準を大・中・小で振分し、それぞれを掛け合わせて加算したものを現況劣化度としています。

建物劣化度は、現況劣化度に対象となる施設の重要度を用途Ⅰから用途Ⅲに振分し、掛け合わせたうえで、施設の延べ床面積を再度乗じて算出しています。

	劣化状況の評価基準		劣化点
	建築	設備	
A評価	概ね良好	標準耐用年数に基づく更新年数以内	10点
B評価	局所、部分的に劣化が見られるが、安全上、機能上は問題なし	超過年数が10年以内	40点
C評価	随所、広範囲に劣化が見られ、安全上、機能上、低下の兆しが見られる	超過年数が20年以内	70点
D評価	劣化の程度が大きく、安全上、機能上に問題があり、早急に対応する必要がある	超過年数が20年超	100点

部位の重要度の判断基準		重要度係数
大	特に安全性に関わる部分（躯体、屋上、外壁等）	1.00
中	計画保全が望ましい部位（外部開口部、電気設備、空調設備等）	0.50
小	事後保全でよい部位（給排水、その他外部内部設備等）	0.25

重要度	対象施設	係数
用途Ⅰ	庁舎、各コミュニティセンター、生涯学習センター等の災害拠点施設	1.50
用途Ⅱ	避難所等防災上重要な施設	1.25
用途Ⅲ	その他	1.00

4. 総合劣化度

総合劣化度については、上記評価基準等に基づき、建物毎の建物劣化度を算出した上で、延べ床面積により割り戻しして算出しています。

第5章 対策内容と実施時期（実施計画）

1. 対策の基本方針

◆長寿命化改修の方針（40年以上経過した建物）

建物を目標耐用年数まで利用するために、各部位のグレードアップや設備を更新して耐久性を高めます。また、施設を長く利用できるよう、室内環境の向上、省エネルギー化、ユニバーサルデザインなどを検討し、実施していきます。更に、少子高齢化等の社会情勢や住民ニーズの変化に対応するために、施設機能の複合化などを実施していきます。

長寿命化のポイント

- ①耐久性の向上 ②施設環境・質の向上 ③新たな機能・複合化



具体的内容（大規模改修+α）

【耐久性の向上】

中性化対策・鉄筋の腐食対策・かぶり厚確保のうちいずれか一つ以上、屋根・外壁仕上げ・塗装仕様のグレードアップ、電気・給排水管を現在標準に更新、今後30年以上利用できる内装の更新等

【施設環境・質の向上】

屋根・外壁の高断熱化やサッシの高断熱化結露対策、日射遮蔽、ユニバーサルデザイン化等

【新たな機能・複合化】

多目的・オープンスペースの設置等

◆大規模改修の方針

建物の躯体と機能を保持するために、必要な部位や設備などについて改修します。機能向上については、可能な範囲で行っていきます。また、内部改修は劣化が激しい部分や緊急を要する部分を優先的に行います。

具体的内容

【耐久性の保持】

躯体のクラック・欠損対策、防水・外壁仕上げ・シーリング等の外部老朽化改修

【機能保持・向上】

寿命による空調設備や照明機器の更新（LED化）、受変電発電設備の更新、給排水・防災避難設備の老朽化改修、エレベーターの更新改修等

【事後保全】

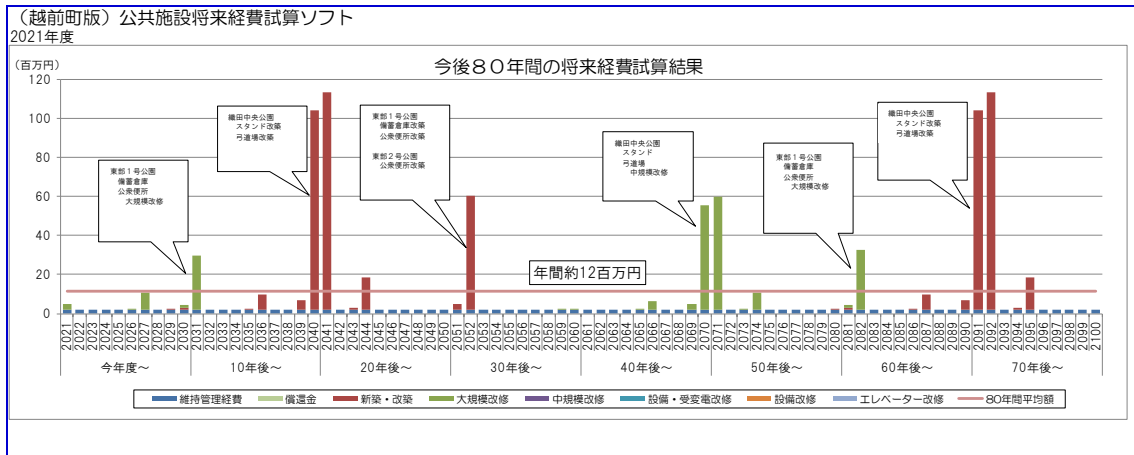
安全衛生上緊急を要する部分の改修。内部については劣化・損傷が著しく美観・機能上問題となる部分の優先的改修等

2. 対策費用および効果、工程表

(1) 対策費用および効果

現在ある都市公園の施設を耐用年数毎（鉄筋コンクリート造で50年毎）に単純に更新した場合に係る費用は下図のとおりとなっています。維持・更新費用として年間平均1千2百万円必要となり、特に2041年や2092年には既存施設の老朽化により年最大約1億1千万円の更新経費が必要となります。

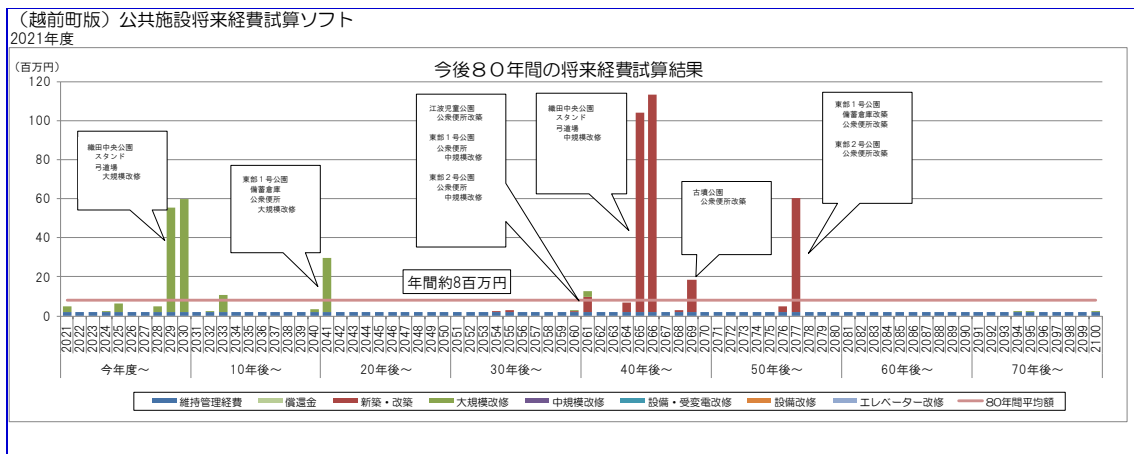
〈現在ある施設を耐用年数到達時に単純に同規模で建替えした場合の将来経費〉



※港区から提供を受けた公共施設公共施設将来経費試算ソフトを使い、国土交通省が令和2年5月25日に公表した令和3年度新営予算単価から将来掛かる経費を推計しました。

現在ある施設を予防保全しながら長寿命化した場合に係る費用は下図のとおりとなっています。維持・更新費用として年間平均約8百万円が必要となり、現在ある施設を単純更新した場合と比べ、年間4百万円ほど維持管理経費が圧縮できることとなります。

〈現在ある施設を予防保全しながら長寿命化した上で、一部施設の縮小などを実施した場合の将来経費〉



(2) 工程表

施設の改修・更新計画の工程表は別紙のとおりとしますが、毎年行う施設の定期点検などにより判明した緊急を要する改修・修繕等については、施設の改修工程表を見直した上で対応することとします。(下図：更新計画工程表一部抜粋)

No.	建物名称	種別	面積	年度	更新計画	工事内容	工期	予算	備考
1	兵庫公園 公園事務所	その他	38	1	0	0	1983	修繕 300	
2	新体操1号公園 運動場	その他	80	1	0	0	2001	修繕 700	
3	新体操1号公園 公園事務所	その他	43	1	0	0	2001	修繕 300	
4	新体操2号公園 公園事務所	その他	12	1	0	0	2001	修繕 300	
5	姫島児童公園 公園事務所	その他	2	1	0	0	1979	修繕 300	
6	兵庫児童公園 公園事務所	その他	18	1	0	0	1985	修繕 300	
7	藤田中央公園 スタンド	体育施設	224	2	0	0	1989	修繕 300	
8	藤田中央公園 児童館	体育施設	257	1	0	0	1990	修繕 300	

第6章 今後の対応方針等

1. 今後の対応方針

都市公園は、地域住民の心身の健康を良好に維持するうえで欠かせない施設であり、今後も地域住民の憩いの場として必要不可欠な施設となります。

このため、定期的に巡回点検するなど、不具合箇所の早期把握に努めるほか、早期対応(簡易修繕)することで施設管理の質の向上を図ります。

また、公会計・固定資産台帳システムを活用することで、各施設の光熱水費をはじめとする運営管理費などの行政コストと併せて、ライフサイクルコストを適切に算出し、施設別のセグメント分析を行うことで、計画期間中の保全計画の実効性を担保していきます。

施設のあるべき姿として、施設の更新・改築時に、地域の人口の動態や施設の利用状況を的確に把握し、施設の規模を適正に見直していくこととします。

2. 計画のフォローアップおよび実施体制

本計画は、各施設の所管課である定住促進課が中心となってマネジメントを行っていきます。

また、計画期間中は毎年計画の実施内容や効果を精査するとともに、その内容を踏まえ、5年毎に見直しを行うこととします。